

## 公 告

中心市街地の活性化に関する法律（平成 10 年法律第 92 号）第 65 条第 1 項に規定により、第二種大規模小売店舗立地法特例区域を定めたので、同条第 4 項の規定において準用する同法第 37 条第 2 項の規定により公告する。

平成 30 年 3 月 28 日

静岡市長 田 辺 信 宏

### 1 第二種大規模小売店舗立地法特例区域

別に図示する次の区域（ただし、第一種大規模小売店舗立地法特例区域を指定する箇所を除く）

- (1) 市道御幸町鷹匠町 2 号線中心線、都市計画道路中央幹線（国道 1 号線）中心線、市道両替町通線中心線、市道昭和町鷹匠町一丁目線中心線、市道本通一丁目紺屋町線中心線、市道追手町常磐町三丁目線中心線、市道本通四丁目常磐町二丁目 1 号線中心線、都市計画道路青葉通線中心線、市道本通四丁目常磐町二丁目 2 号線中心線、市道追手町駒形通一丁目線中心線、市道本通一丁目紺屋町線中心線、市道追手町新通り弥勒町線中心線、市道日赤病院裏線中心線、市道追手町駒形通一丁目線中心線、都市計画道路静岡駅賤機線（主要地方道井川湖御幸線）中心線、都市計画道路北街道線（主要地方道静岡清水線）中心線、市道追手町音羽町線中心線により囲まれた区域
- (2) 都市計画道路静岡下島線中心線、市道南安倍町曲金一丁目線中心線、市道南町一丁目下島線中心線、市道馬渕一丁目稲川一丁目線中心線及び市道泉町豊原町線中心線により囲まれた区域

